

# 日本青年会議所 環境部会 会則

## 第1条 (名 称)

本部会は、日本青年会議所 環境部会と称する。

## 第2条 (本部及び事務所)

本部会は、部会長の事務所内に本部会の本部及び事務所を置く。但し、特に必要がある場合、他に設けることができる。

2. 本部会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、連絡事務所を設けることができる。

## 第3条 (目 的)

本部会は、公益社団法人日本青年会議所の基本理念に立脚し、環境立国日本を目指すために、会員企業の豊かな個性と環境技術で世界にインパクトを与えるための支援、環境に配慮した企業を目指す会員の発掘及び勉強会、情報交換、提携支援等を通じて、会員企業の活性化、親睦、啓発を促進し、これによってより良い自然環境を作ることを目的とする。

## 第4条 (事 業)

本部会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 環境経済及び自然環境並びにこれらに関連する事業の調査研究
- (2) 環境関係法令の調査研究及び対策の検討
- (3) 環境関連団体との交流
- (4) 会員相互の相乗効果を上げる情報交換、提携支援、連絡調整
- (5) 会員の親睦、交流、勉強会、合同事業
- (6) 会員加入の支援及び会員拡大
- (7) 会報の発行
- (8) その他本部会の目的達成に必要な事業

## 第5条 (会 員)

本部会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 (会員会議所の正会員)
- (2) 特別会員 (会員会議所の特別会員)

2. 本部会の会員にして会員会議所の正会員又は特別会員資格を失った者は自然退会とする。

3. 本部会の会員資格は、原則として環境関連の事業に従事する者とする。

## 第6条（役員）

本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 直前部会長 1名
- (3) 副部会長 6名以内
- (4) 運営専務 1名
- (5) 常任委員 16名以内
- (6) 財政局長 1名
- (7) 事務局長 1名
- (8) 監事 3名以内
- (9) 顧問 5名以内

2. 役員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとし、重任を妨げない。

## 第7条（役員の選任及び資格）

役員は、総会において選任及び解任される。但し、顧問はその限りではない。

- 2. 部会長は、選出時の年度を含め過去2年間に1回以上の役員経験者中から選任する。
- 3. 直前部会長は、前年度の部会長がこれにあたる。
- 4. 顧問は、部会長の指名に基づき、常任委員会の決議において選任する。
- 5. 役員選任に関して下記に掲げる者は、次年度役員の資格は無きものとする。
  - (1) 会費の納入を遅延している者

## 第8条（常任委員会）

常任委員会は、部会長、副部会長、運営専務、常任委員、財政局長、事務局長をもって構成し、本会則に従い、本部会の運営についての必要事項を決定する。

- 2. 常任委員会の定足数は構成人員の過半数とし、その議決は出席者の過半数によるものとする。
- 3. 直前部会長、監事、顧問は、常任委員会に出席し、発言する権限を持つ。但し、議決権を有しないものとする。

## 第9条（委員会）

本部会は、その目的達成に必要な事項を調査研究又は実行するため、常任委員会の決議により委員会を設置することができる。

- 2. 委員会の委員は、常任委員会において選任する。

## 第10条（外部アドバイザー）

本部会は、その目的達成に必要なアドバイスを受けるため、常任委員会の決議により外部アドバイザーを設置することができる。

## 第 11 条 (総会)

本部会の総会は、本部会の会員をもって構成する。

(1)通常総会（原則毎年2月に行う）

(2)臨時総会（常任委員会が必要と認めたとき、これを招集することができる）

2. 総会の定足数は、3分の1以上とし、その議決の過半数をもって決定する。

3. 総会については、委任状による出席及び議決権の行使を妨げないものとする。

## 第 12 条 (総会の決議事項)

次の事項については、総会の議決を要する。

(1)会則の変更

(2)役員を選任及び解任

(3)事業計画及び収支予算の決定並びに変更

(4)事業報告並びに収支決算の承認

(5)本部会の解散

(6)その他本部会運営上特に重要な事項

## 第 13 条 (入会金及び会費)

本部会の会員は、本部会の定めに従い、入会に際して、入会金及び会費を毎年2月末までに納入しなければならない。

2. 年度途中で入会し、あるいは退会しても当該年度の会費は全額納入しなければならない。但し、総会において特段の決議を妨げないものとする。

3. 既に納入した入会金、会費等はこれを返還しない。

## 第 14 条 (入会・退会・除名)

本部会に入会しようとする者は、本部会所定の入会申込書を部会長に提出し、常任委員会の承認を受けなければならない。

2. 本部会を退会（自然退会以外の退会に限る）しようとする者は、本部会所定の退会届を部会長に提出しなければならない。

3. 本部会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があったとき又は会費を滞納し納入しない者は常任委員会の決議により勧告の後、除名することができる。

## 第 15 条 (収入)

本部会の収入は、入会金、会費、寄付金、その他の収入によるものとし、営利を目的とする事業による収入を図ってはならない。

## 第 16 条 (事業年度)

本部会の事業年度は、1月1日より12月31日までとする。

## 第 17 条 (細則の設定)

本会則に定めるものの他、本部会は部会運営に関し、必要に応じて、総会の議決により細則を設けることができる。

## 第 18 条 (会則等の書類の設備)

本部会の会則、事業報告書、会計報告書、各種議事録、細則等重要な書類を常に整備し、部会事務所にこれを常時備え置かなければならない。

## 第 19 条 (附 則)

本会則は、2011年11月30日より施行する。

2. 2017年 2月18日 改正

2011年11月30日

発 起 人	社団法人東京青年会議所	笹 島 潤 也
同	公益社団法人仙台青年会議所	齋 藤 孝 志
同	社団法人鶴岡青年会議所	恩 田 健 次
同	社団法人日野青年会議所	糟 谷 敏 美